

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

仕事と生活の調和を図ることのできる職場環境を整備し、教職員が自身の能力を最大限発揮できるよう、次のとおり行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

2026年4月1日～2029年3月31日までの3年間

### 2. 内容

目標1:計画期間における男性教職員の育児休業等取得率を85%以上とする。

#### <対策>

- 2026年4月～ 出産・育児に関するハラスメント防止の研修を年1回実施し、育児休業等を取得しやすい職場風土を醸成する。また、育児休業の利用事例等を紹介し、制度利用の促進を図る。
- 2027年4月～ 教職員とその所属長に対して、子の出生が予定される教職員には育児休業等取得意向を確認することの徹底と、育児休業等取得に向けた業務調整を支援するためのコミュニケーションツール提供により、取得しやすい環境を整備する。

目標2:教職員一人ひとりの仕事と生活の充実をめざし、それを実現するための職場環境を整備する。

#### <対策>

- 2026年4月～ 子の看護休暇や育児短時間勤務等、両立支援のための制度周知を実施し、制度利用の促進を図る。
- 2026年4月～ 常勤事務職員のうち、時間外労働が年間360時間を超える労働者の割合を2025年度比で50%縮減するため、DXの推進による業務改革の取組を進める。
- 2027年4月～ 職員一人ひとりの時間管理と所属長による業務マネジメントを支援するため、時間の使い方を見える化するチェックシートを提供する等により、長時間労働を予防する。